

I 軽種馬取引に係る契約書の一部改訂について

I 軽種馬取引に係る契約書の一部改訂について

1 社団法人（現公益社団法人）日本軽種馬協会が、北海道農業協同組合中央会に委託し、実施した軽種馬経営高度化指導研修事業として、平成20年3月に「軽種馬経営戦略指導教本」を作成した。

この教本の中で、「軽種馬取引にかかる各種契約書」を執筆し、

- ① 軽種馬売買契約書
- ② 繁殖牝馬預託契約書
- ③ 仔分契約書（定額型、定率型、仔分け型）
- ④ 育成馬預託契約書

の様式例を作成し、馬産地の各農協に配布し、生産者がこれを何時でも利用できるようにした。

2 このような様式例を各農協に常備したのは、次のような理由で、画期的なものであった。

昭和54年ごろから軽種馬生産費調査に伴って仔分の実態調査と法律上の問題点、軽種馬取引および繁殖牝馬などの預託契約の法律上の問題点を報告書上に記載し、馬産地で報告会をおこなってきた。

当時は仔分けの契約書は作成されておらず、馬主と生産者の力関係から軽種馬の売買契約書作成例も少なかった。

報告会では、売買契約書作成の重要性を指摘したが、瑕疵担保責任、危険負担の問題などの内容を理解してもらい、これを契約書上に記載することは、馬主に対する配慮が優先してしまうためできなかった。

市場における売買契約書も、代金額、代金支払期日、および産駒の引渡時期が記載されているにとどまり、紛争を防止する内容の記載には至っていなかった。

このような状況を一変させたのが社台グループによるセレクトセール開催であった。

このセレクトセールでは、取引を安定させるため瑕疵事由を限定すると共に、権利行使の期間を短縮し、危険負担の問題を解決するため損害保険の加入を買主60%、売主40%負担で義務づけるなどの紛争を予防する条項を記載した売買契約書締結を双方に義務づけたため、以後、他の市場でも、紛争を防止するための売買契約書が作成されるようになり、買主である馬主側もこれを当然のこととして受け入れる状況が生まれた。

平成20年3月に教本上に記載した様式例は、このような流れの中で作成されたものであった。作成にあたっては、農協の担当者、セリの関係者から、私が作成した様式例について聴取したうえで、当時としては最善と判断できる様式例を作成した。

3 様式例作成後約8年が経過し、今般、この様式例を実際に使用してみて何か問題になるようなことがあるのか、また、内容に関して改訂すべき点があるのかの検討を依頼された。

そのため、まず、改訂を検討すべきと思料した問題点を抽出したうえで、平成27年10月23日に農協の担当者、セリ関係者から問題点についての意見を聴取した。その結果、売買契約書について後述の改訂をおこなうことにした。

ところで、仔分契約については、優秀な繁殖牝馬を確保するという資源不足の状況が解消されたこと、不受胎時の補償が約定されないため、定額収入がある預託と比較し収益見込が不確実であること、産駒の評価に争いが生じるおそれがあること、および仔分契約そのものが減少していることなどから、今回は従前の3つの仔分けの形態に即した様式例を改訂する必要はないとの結論となった。

また、預託契約についても、様式例を改訂する必要性はないと判断した。